

第27回焼津市建築審査会会議録

- 1 開催日時 平成29年3月23日(木) 10:00~11:15
- 2 場所 焼津公民館 会議室3
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者数 0名
- 5 出席者 (委員)
会長 伊村 善郎
会長代理 石割 誠
委員 田中 聡
委員 金子 秀子
委員 横田 恭子
(特定行政庁)
秋山 藤治 (都市基盤部長)
渋谷 信明 (都市基盤部次長兼建築指導課長)
小山 伸明 (都市基盤部建築指導課建築審査担当係長)
高澤 清 (都市基盤部建築指導課建築指導担当主幹)
木村 淳一 (都市基盤部建築指導課建築指導担当)
吉田 克則 (都市基盤部建築指導課建築指導担当)

6 会議次第

(付議案件)

議第1号 建築基準法第43条第1項ただし書による包括許可基準に係る許可の報告

議第2号 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく包括許可基準の改正

7 審議事項等

《秋山部長》 挨拶

《伊村会長》 まず初めに、本日の審査会は委員全員出席であり、焼津市建築審査会条例第4条により会議は成立する。
本日の会議録の署名人は私の他に田中委員にお願いする。
本日の案件は焼津市長より付議されたものが2件ある。

(付議案件)

議第1号 建築基準法第43条第1項ただし書による包括許可基準に係る許可の報告

《伊村会長》 議第1号「建築基準法第43条第1項ただし書による包括許可基準に係る許可の報告」について、処分庁より説明をお願いする。

《特定行政庁》 議第1号 建築基準法第43条第1項ただし書による包括許可基準に係る許可の報告について説明させていただく。

平成28年2月13日から平成29年2月17日までの期間中に包括許可基準により許可された件数の報告。

全体件数は69件、内訳は、包括的許可基準第2条(2)イ「農道等の公共の用に供する道」が3件、(3)ア「河川占用による接道」が65件、(3)イ「十分な幅員を有する通路」が1件。

《伊村会長》 議第1号について報告があったとおり同意する。

議第2号 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく包括許可基準の改正

《伊村会長》 議第2号「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく包括許可基準の改正」について、処分庁より説明をお願いする。

《特定行政庁》 議第2号 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく包括許可基準の改正」についてについて説明させていただく。

(資料にて説明)

- 《伊村会長》 各委員の意見、質問等を問う。
- 《伊村会長》 これから開業する人は非引火性溶剤を使用していくということか。
- 《特定行政庁》 取次店の場合であればサービス業を営む店舗となるため、多くの地域で立地が可能であるが、（必ずしも非引火性溶剤を使用しなければならないということではなく）新規に引火性溶剤を使用するクリーニング工場を営もうとする場合は、包括許可基準ではなく、個別に許可の可否を検討することとなる。
- 《石割委員》 （新規の）個別許可の場合、許可基準はあるのか。
- 《特定行政庁》 許可基準はない。個別に判断することとなる。
- 《田中委員》 資料4に（違反对策における）個別許可の申請期限が記載されているが、こちらも延長するのか。
- 《特定行政庁》 資料5が個別許可の場合の取扱方針になるが、こちらについても同様に延長する。個別許可の場合はこの取扱方針に基づき、個別に判断をすることとなる。
- 《横田委員》 廃業・移転の場合の期限は延長しないということによろしいか。
- 《特定行政庁》 その通り。
- 《横田委員》 市内4件の許可対象物件については、条件が整えば許可申請を行う準備が進められているのか。
- 《特定行政庁》 継続的なフォローアップ指導を行っており、直近では2月に確認した時点で、4件のうち1件は建築士に相談を行っているとのことであった。ただし費用や営業の継続性等の問題もあり、早々に申請できるというところまでは至っていない。
- 《横田委員》 費用がかかるというのは、どの基準の影響が大きいのか。
- 《特定行政庁》 機械の移動や改修費用が大きいほか、面積要件等にかかる作業場のスペースの問題、防火対策の改修費用も大きい。

- 《田中委員》 1回延長すると、事業者側に再延長も期待されてしまわないか。
- 《特定行政庁》 再延長については県内特定行政庁の対策会議においても議論され、現段階では再延長は行わないと申し合わせている。
- 《田中委員》 是正を進めるための何か新しい方策はあるのか。
- 《特定行政庁》 今のところ特効薬は無いというのが実情である。
- 《金子委員》 火災の危険は住民への影響を考えると大きな課題であると思う。その一方で、なかなか対応が進まないという現状も分かった。ただし資金面の問題で対応が難しいという現状の中で、何らかの手立てもなく期間を5年間延長しても、火災が起こらないように気を付けながら機械が故障して入れ替えるのを待つような考え方になってしまわないか。
- 《特定行政庁》 今回の延長を行わない場合、資金もないという中で事実上、廃業するしかないという状況になってしまう。それぞれの事情もあり、事業者の生活も考えるとすぐに廃業してもらおうという訳にもいかない。期間を延長し、引き続き粘り強く交渉していく方策しかないというのが実情である。費用の面については金融機関にて融資制度を用意しているようであるが、元々が違反案件についての話であるため、行政からの補助等は難しいというのが実情である。
- 《伊村会長》 適用期間を延長すれば良いということではなく、その間に解決することが重要であることから、建築行政が出来る方策を考えつつ、引き続き指導を進めて頂きたい。
- 《伊村会長》 他に意見、質問がなければ、意見、質問を打ち切る。議第2号について採決をとるが、意義ないか。
- 《各委員》 意義なし。
- 《伊村会長》 それでは、議第2号「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく包括許可基準の改正」について原案どおり承認する。

《伊村会長》 以上議第1号から第2号について、焼津市長に審議の結果を報告することとする。
以上で審議を終了する。